

「農商工連携事業」について

(1) 視察テーマ／目的

経済産業省、農林水産省、中小企業庁の各省庁の担当者より「農商工連携事業」について、その予算規模、事業内容、各省庁の連携の状況、事業成果についてヒアリングを行い福井県における農商工連携事業の成功に向け参考にする。

(2) 日時

5月14日 AM9：30～ 自由民主党本部にて

(3) 面談者

経済産業省 地域経済産業政策課 上田 圭一郎 氏
農林水産省 総合食料局食品産業企画課 道菅 稔 氏
中小企業庁 経営支援部 新事業促進課 高砂 義行 氏

(4) 農商工連携促進法について

①近年、企業規模や業種、地域により景況に格差がみられる中、日本が活力ある経済社会を構築するためには、中小企業者や農林漁業者の活性化が重要である

②そのためには中小企業者や農林漁業者が有機的に連携し、互いの有するノウハウ、技術などを活用することで両者の強みを発揮した新商品の開発や販路開拓などを促進することが重要となる

③政府としても、農林水産業と経済産業省が一体となって、中小企業と農林漁業者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するための措置を講ずる必要がある。。との理由で「農商工等連携促進法」は平成20年7月21日に施行された。

この法律により、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等について計画の認定を国から得た場合には、中小企業者と農林漁業者に対して、事業資金の貸し付けや債務保証、設備、機械の取得に対する税制等の支援が創設される。併せて、両者のマッチングを行う一般社団、財団法人、NPO 法人も支援されることになる。

(5) 二つのスキーム

この法律における支援内容は大きく二つのスキームに分けられる。一つは中小企業と農林漁業者の連携体を直接支援し、それぞれの経営の向上、改善を狙うもの、もう一つは、中小企業と農林漁業者との交流機会の提供、それぞれの事業者に対する連携に関する指導、助言を行おうとする組織、団体に対して支援していくもの、つまり連携の支援者への支援、の二つである（詳細は別紙参照）。

前者は中小企業者（商工業者に限る）と農林水産業者が共同で新商品の開発などに取り組む事業計画「農商工等連携事業計画」を、後者は一定の要件を満たす一般社団・財団法人、公益法人、またはNPO が連携事業者に対する指導、助言等の支援を行う計画「農商工等連携支援事業計画」

を作成、申請され、主務大臣（経済産業大臣、農林水産大臣）が策定した認定基準などに合致するものであれば、認定を受けられることになる。

（6）取組事例

農商工連携の動きは実はこの法律「農商工等連携促進法」の成立以前から見られ、具体的な成果も現れている。国では平成20年4月にこれらの先進的な取組事例を「農商工連携88選」として選定・公表している。具体的には地場産小麦から高品質な面を開発した案件、減反田を活用した飼料用米を活用し「こめ育ち豚」としてブランド化する案件などが挙げられている。

その後の、この法律に基づく認定としては平成21年3月26日現在で185件（連携支援事業の認定は5件）の事例が認定事業となっている。

（7）予算概要

この事業推進に関する予算措置として、経済産業省においては「新事業活動促進支援事業：37.0億円」「地域力連携拠点事業：15.9億円」など155.3億円が、農林水産省においては「国産原材料供給力強化対策：55.6億円」「地産地消関連対策：9.7億円」など108億円が計上されている。

（8）所感

○本文中にも述べたとおり、先進的な中小企業、地域においては地場の特産品などを原料としてビジネスが成り立つレベルまで売り上げが見込める新商品が既に開発されている。この意味で今回の「農商工等連携促進法」の成立と関連する事業については市場追随型と言わざるを得ないと感じる。国の施策は10年後の日本がどうあるべきかを考えて、それをリードする形で施策が実施されるのが本来的ではと感じるのだが。。しかしながら、縦割りと言われる省庁がその壁を乗り越えて連携して行う事業であるという点は評価されるべきであろう。

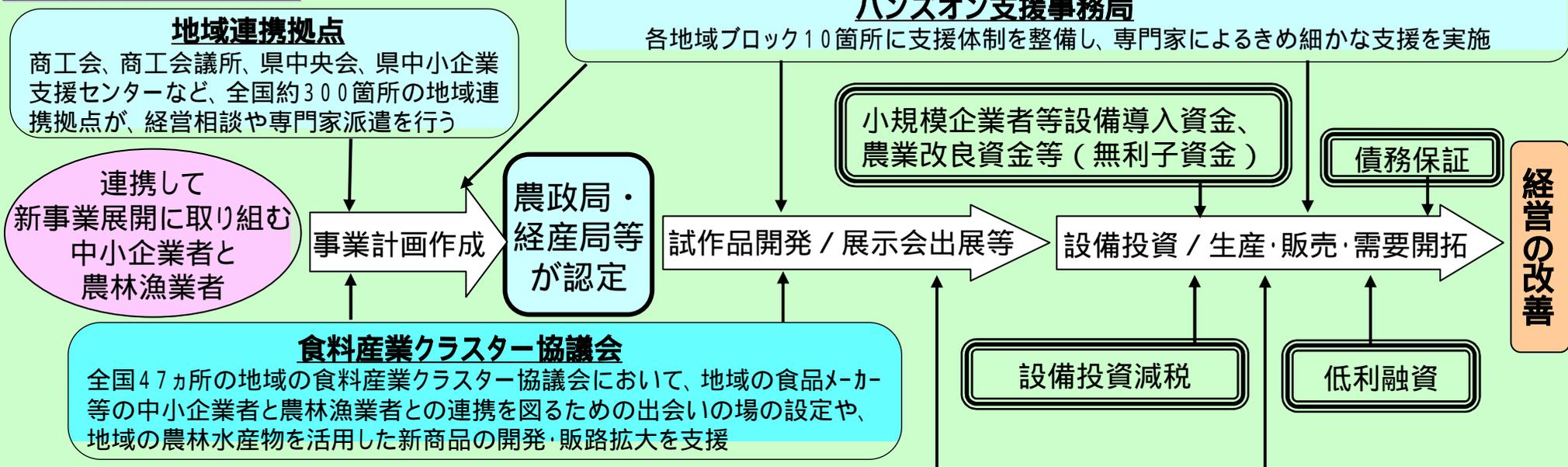
○従来からの農商工連携の成功例を見るに、食品加工業者や地元飲食店などが商品開発のメインを担当し、その原材料の供給者として農林水産業者を選定したり、食材の開発を依頼したりという中小企業メインでリードされ行われているパターンがほとんどであろう。本来的な連携とは農林水産業者も自らの商品（農林水産物）に誇りを持ち、その優位性（味、機能、形状など）を理解し商工業者へ売り込んでいける形においてなされるべきであろう。

○この手の事業の推進の際に最も重要なポイントは、その地域における商工業者と農林水産業者の特性と内容をそれぞれ理解し（一人が両方知る必要はなく、データベースなどシステムの開発も有効となろう）、コーディネート、つまり縁結びを行える機能の確保だと思われる。その意味でこの事業の一つの柱である支援者支援事業の認定事例が5件しかないという事実は問題であり、今後の解決すべき課題となろう。

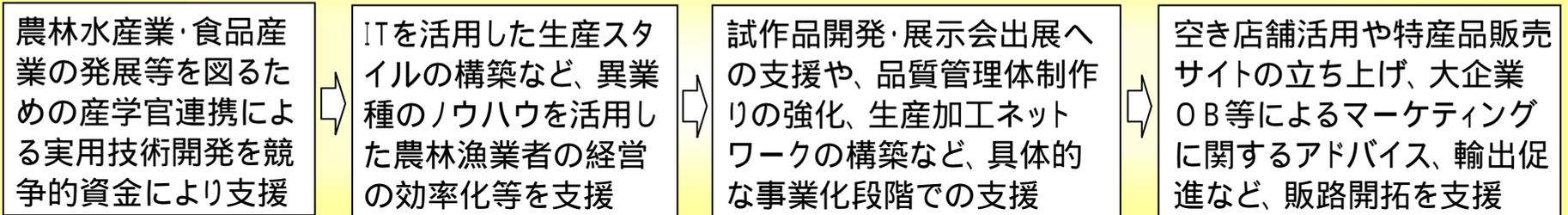
（宮本 俊）

農工商等連携促進法案における支援の流れ

【事業者への支援】



（ ） 事業化の段階に応じた多様な予算措置の例



【支援機関への支援】



(注)  部分は法律認定による支援